

御杖村教育委員会事務局組織規則の一部を改正する教育委員会規則

御杖村教育委員会事務局組織規則(昭和49年御杖村教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第11号を同条第13号とし、同条第10号を同条第12号とし、同条第9号を同条第11号とし、同条第8号中「人権教育」の次に「・人権政策」を加え、同号の次に次の2号を加える。

- (9) 男女共同参画に関する事。
- (10) 放課後児童一時預かり事業に関する事。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。